

# スクールバス運行に係る事故等発生時対応マニュアル

令和 6 年 1 月

利根町教育委員会



## (目的)

本マニュアルは、スクールバスの運行における事故等トラブルが発生した場合に、利根町教育委員会（以下「教育委員会」という。）、スクールバス運行业務委託契約を締結する事業者（以下「事業者」という。）及び利根小学校（以下「学校」という。）の三者が、迅速かつ適切に対応するため、下記法令に定めるもののほか、本マニュアルに必要な事項を定める。

### 〔関係法令〕

- ・道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）
- ・旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）
- ・道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）

## 1. 事故等緊急時に備えた連絡体制の構築及び連絡等について

- ・ 緊急時に備え、教育委員会、事業者及び小学校は、三者が迅速かつ確実に相互連絡がとれるよう、別紙 1 の通り「緊急連絡網」を整備し、スクールバス運行中の不測の事態に備えることとする。
- ・ 緊急時は、以下の対応及び別紙 2 「緊急事態発生時連絡フロー」のとおり連絡調整を行い、適時適切に対応すること。
- ・ 学校は、保護者への情報伝達の核となることから、緊急時には積極的に情報収集に努め、保護者への必要な情報伝達について教育委員会と協議・検討し、必要に応じて保護者に対し連絡を行うこと。

## 2. 緊急事態のケース別対処方針について

### (1) 交通事故が発生した場合

物損事故及び人身事故の別に関わらず、交通事故が発生した場合、バス運転手は、児童の生命・身体等の安全に関わるなどの事態においては、けが人への応急手当、消防や警察への連絡を最優先とし、加えて、二次事故等の防止に必要な車両の移動等、適切な対応を行ったのち、「緊急事態発生時連絡フロー」に基づき関係機関に連絡を行うこと。

なお、外傷の有無に関わらず、児童の健康状態の把握や、救急搬送等については、消防の判断に基づき対応することから、運転手の判断のみによる対応は決して行わないこと。

また、バス運転手は、その後の現場対応に係る指示を確認できるまでは、バスを安全な場所で待機させ、事業者は、代車の手配等、必要とされる対応を行うこと。

事後の対応については、必ず教育委員会と協議を行った上で対応を決定

し、事業者のみの判断による対応は決して行わないこと。

## (2) 児童の体調急変や不適切な行動等

児童の体調急変や不適切な行動等により、児童の生命・身体等の安全に関わる事態、またはスクールバスの運行に危険が生じる等の事態が発生した場合は、速やかに安全な場所に車両を停車し、必要に応じて消防や警察に連絡すると共に、「緊急事態発生時連絡フロー」に基づき関係機関に連絡を行うこと。

なお、安全確認後の運行の再開等を含めた事後の対応については、必ず教育委員会と協議を行った上で対応を決定し、バス運転者及び事業者のみの判断による対応は決して行わないこと。

## (3) 車両火災

車両火災が発生した場合は、直ちに安全な場所へ車両を移動し、停車させ、第一に、車内の児童を降車させ、安全な場所に誘導し避難をさせ、火災状況により消防署等への通報及び車内に搭載した消火器を用いて消火作業を行うこと。けが人の確認及び対応については、(1)交通事故が発生した場合と同様の対応を適時適切に行うこと。

## (4) 車両故障

車両故障が発生した場合は、速やかに安全な場所へ車両を移動し、停車させ、「緊急事態発生時連絡フロー」に基づき関係機関に連絡を行うこと。

事後の対応については、必ず教育委員会と協議を行った上で対応を決定し、バス運転者及び事業者のみの判断による対応は決して行わないこと。

また、事業者は、教育委員会の決定に基づき、代車の手配等、必要とされる対応を行い、原則、代車による運行を再開すること。(二次事故等の危険があるため、見守りボランティアや保護者等の第三者による児童の送迎については行ってはならない。)

## (5) 自然災害その他

天候の急激な変化及びその他の要因により、通常運行している運行ルートが通行止めになった場合は、迂回路を走行する。その場合、バス運転手は、「緊急事態発生時連絡フロー」に基づき関係機関に連絡を行い、指示を仰いだ上で運行すること。

また、バス運転手は、迂回路を走行する場合は、通常のルートと異なるので、更なる周囲の安全確認を怠ることなく注意して運行すること。

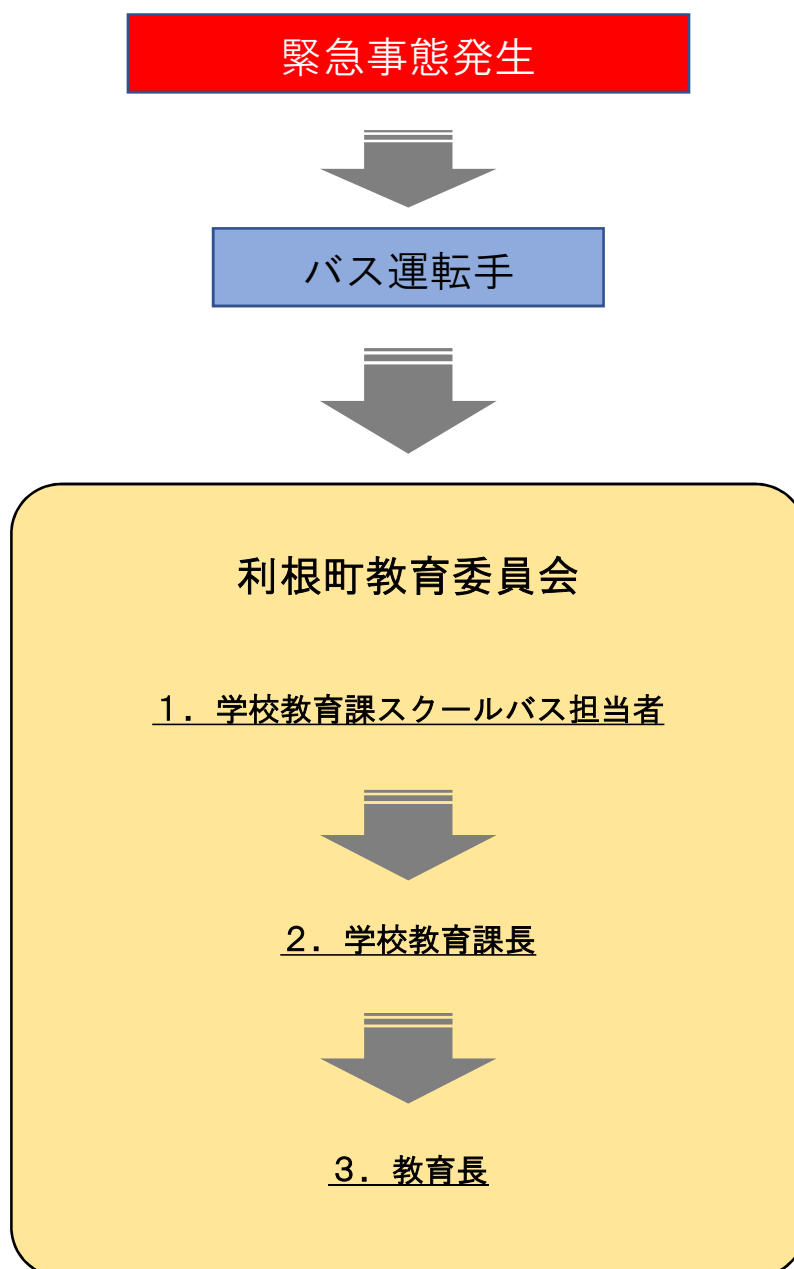
児童が乗車する前の回送時に突発的な道路状況により時刻表どおりの運行に著しい障害が出ると予想される場合、バス運転手は、事業者に連絡して指示を仰ぎ、事業者は「緊急事態発生時連絡フロー」に基づき関係機関に連絡を行い、対応を確認した上でバス運転手に指示すること。

大地震等、現に有事に至った際には、バス運転手は、スクールバスを安全な場所に移動し、停車させた上で待機し、救援を待つことを基本とし、「緊急事態発生時連絡フロー」に基づき関係機関に連絡をすること。

また、児童を安心させるための声かけや、高学年の児童に対して、低学年の児童の誘導協力を依頼するなど、児童の不安の解消に必要な行動をとること。

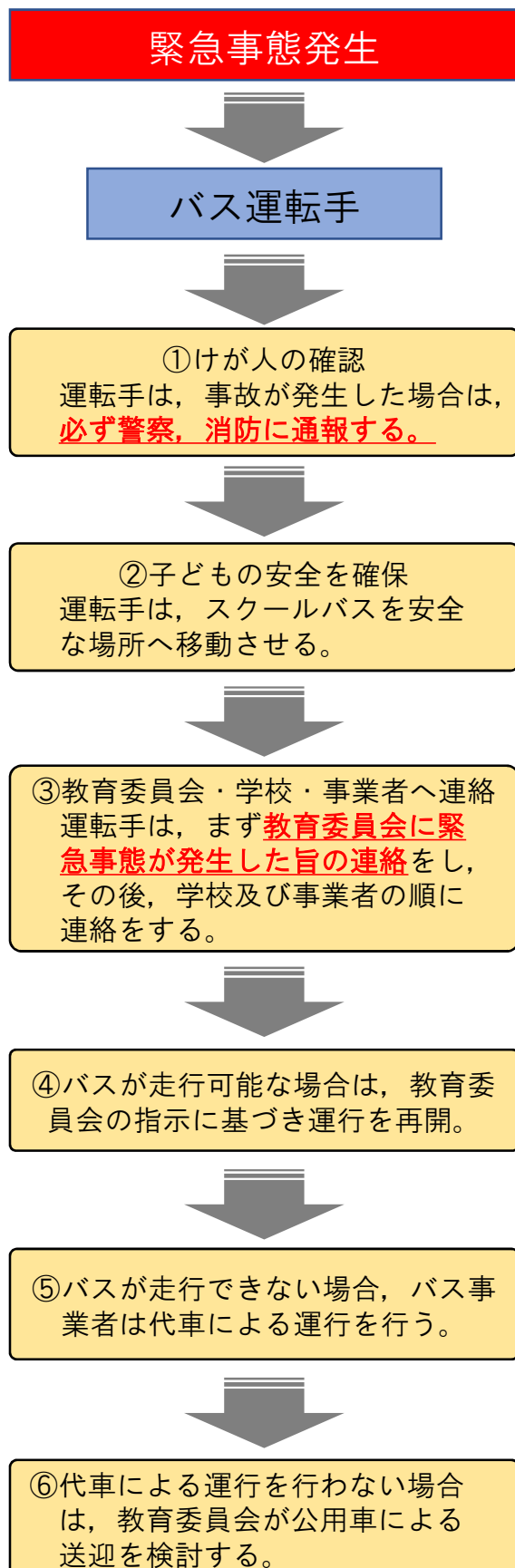
なお、車内に待機していることが二次的被害に発展する恐れがある場合には、バスを降車し、安全性を確保できる場所に一時的に避難することも想定するなど、バス運転手は落ち着いて柔軟な対応を行うよう心がけること。

## 緊急連絡網



※緊急事態が発生した場合、バス運転手は、児童の生命・身体等の安全に関わるなどの事態においては、けが人への応急手当、消防や警察への連絡を最優先とし、加えて、二次事故等の防止に必要な車両の移動等、適切な対応を行ったのち、利根町教育委員会に連絡し、事後の対応等について教育委員会の判断を仰ぐこと。教育委員会連絡後は、順次、利根小学校、事業所に連絡をすること。

## 緊急事態発生時連絡フロー（バス運転手）



- ・ 負傷者がいた場合、運転手は応急処置を行う。
- ・ 物損、人身事故の別に関わらず、バス車内において、児童の身体に影響のある程度の衝撃が発生した場合、運転手は迷わず消防に連絡し、判断を仰ぐ。→**児童の安全を最優先とする。**
- ・ 児童の健康状態の把握や救急搬送等については、消防の判断に基づき対応することから、運転手は警察、消防に連絡を行い、**運転手の判断のみによる対応は決して行わない。**
- ・ バスの自走が可能な場合は、スクールバスを安全な場所へ移動させ、停車する。
- ・ バスが自走不能の場合で、児童がバス車内に残ることがただちに危険と判断できる場合は、児童を降車させ、安全な場所へ避難させる。その際は、必要に応じ、周囲の大人などに助けを求める。また、二次事故等の防止のため、ハザードランプを付けて、三角表示板等を設置する。
- ・ 緊急事態発生時には、教育委員会が状況を判断し、事後の対応方針を決定するため、**運転手は別紙1「緊急連絡網」により、ただちに教育委員会に連絡すること。**
- ・ ボランティアや児童保護者等の求めがあった場合など、いかなる場合においても、二次事故等の危険があることから、**教育委員会の指示によらない第三者の送迎は決して行わず、また依頼もしないこと。**
- ・ 事後の送迎の対応等について、**運転手のみの判断による対応は決して行わないこと。**